◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

○中日本高速道路株式会社公告第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　紀勢自動車道　紀伊長島舗装工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）三重県北牟婁郡紀北町
至）三重県度会郡大紀町

⑷　工事内容　本工事は、アスファルトコンクリート舗装114,000㎡及び連続鉄筋コンクリート版54,000㎡の延長10,256ｍの舗装工事である。

⑸　工事概算数量
延　長　10,256m
幅　員　４車線区間　土工部20.50m、橋梁部19.37m
暫定２車線区間　土工部10.50m、橋梁部9.26m、トンネル部9.00m
舗装面積　114,000㎡
舗装種別　アスファルトコンクリート舗装
連続鉄筋コンクリート版

⑹　工期　契約締結の翌日から660日間

⑺　使用する資機材
アスファルト合材　約23,000ｔ
コンクリート（連続鉄筋コンクリート版）
約10,800㎥
鉄筋（連続鉄筋コンクリート版）
約800ｔ

⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

技術提案については、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。

ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　本工事は、本工事を構成する工事材料の一部（以下「コストオン対象資材」という。）について、中日本高速道路株式会社が別に決定する調達先及び調達価格を本工事の契約条件の一部とする発注方式（以下「コストオン方式」という。）の試行工事である。この方式は、コストオン対象資材の調達先と当社の間で直接売買契約を締結するものではない。

⑿　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

舗装工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

舗装工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げるア）及びイ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
ア）２車線以上で設計舗装面積９万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事
イ）２車線以上で設計舗装面積４万㎡以上ある道路の新設の下記条件に該当する工事
・コンクリートフィニッシャーによるコンクリート舗装版もしくは連続鉄筋コンクリート版を施工した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
ア）２車線以上で設計舗装面積４万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事
イ）設計舗装面積２万㎡以上ある道路の新設の下記条件に該当する工事
・コンクリートフィニッシャーによるコンクリート舗装版もしくは連続鉄筋コンクリート版を施工した工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・アスファルト舗装工に係る工事の経験を有する技術者はアスファルト舗装の工事現場が稼動している期間。
・コンクリート舗装工に係る工事の経験を有する技術者はコンクリート舗装の工事現場が稼動している期間。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げるア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。